

2) 福島正則の慶長検地

関ヶ原の戦い、又、先の②惣国検地の翌慶長6年(1601)10月、福島正則によって全領内²⁴⁾で実施された③「慶長検地」、この検地は「福島検地」とか「慶長六年検地」とも呼ばれ、福島治世19年、最初で最後の総検地となった。

この検地は、事実上の徳川政権への移行に伴う正則の^{てんぽう}転封(国替)を契機とした、新領主による財政基盤の確保と、更なる年貢の収奪を目的とした領土・領民の実態把握にはかならない。

従って、先の輝元による①②惣国検地と同様、この検地も新政権の成立ないし封建＝幕藩体制を確立するために最も重要な基礎事業であったとも言える。

一般に検地は、新領土獲得、征服と共に強行されるのが常であり、こうした大名の^{さくほう}転封や^{かいえき}改易のほか、領主の^{だいがわ}代替りや家臣への^{きゅうちがえ}給知替、^{たかいれ}新開地(開発新田畑)の^{たかいれ}高人(新田検地)や^{きりひらき}切開の摘発・確認、そして、土地の境界紛争処理の際にも^{くじ}検地(公事検地・^{ろんじよ}論所検地・^{ろんじよ}論所地押・^{ろんじよ}論所地改とも)は実施され、近世を通して一つの村では1～2度は実施されているようである。²⁵⁾

シリーズでも紹介したように、この検地は先の輝元の②惣国検地と同様、一反＝300歩制を採用し、検地帳には田畑・屋敷一筆毎に石高が分米表示され、等級は更に細分化(田畑は10ないし15等級、屋敷は3等級など)されたが、「一地一作人」の原則と^{むらうけ}村請(百姓請・^{じげ}地下請とも)制による連帯責任も徹底させるなど、概ね太閤検地に準拠するものであった。

しかし間竿は依然として「六尺五寸」¹¹⁾竿を用い、毛利遺臣の一部有力^{じぎむらい}地侍(土豪・豪農層)に対しては、郷土身分を認め強調を図り、あえてその地域には^{さし}検地奉行を派遣せず、^{だし}指出(差出とも)検地で済ませるなど、妥協的な側面もこの検地にはあった。²⁶⁾

この検地による^{むらだか}村高の決定を受け、正則は同年11月には、早くも家中知行割を行い、家臣に対し^{あておこない}知行宛行(あてがい)状を出している。²⁷⁾いかに^{さし}検地奉行が多数、又、一部地域で^{さし}指出検地を認めたにしても、一月余りで全領内、領高50万石近くの^{さし}総検地を終らせることは、到底無理な話で現実離れしている。²⁸⁾

筆者が思うに、おそらくは、先の①②惣国検地の^{むらだか}検地帳を基本台帳とし、上述した^{さし}検地規準(等級設定・分銭表示・小物成の把握・手作地容認等)の徹底し得なかった地域、その後の^{さし}新田開発や^{きりひらき}切開などある地域は別としても、他はあくまでも①②惣国検地の^{さし}点検・再確認的な^{さし}検地、言わば^{さし}指出検地を基本としていたのが、正則の「慶長検地」であったのではなかろうか。

施行範囲・領高・期間等を考えれば、とても田畑・屋敷一筆毎に^{さし}竿入(竿打・^{さし}縄打・^{さし}縄入とも)⁵²⁾したとは考え難い。又、粗略で強圧的であったことも確かであろうし²⁹⁾、治世が代わったと言え、^{さし}度重なる^{さし}検地の強行に対する領民の一揆・^{さし}騒擾など考慮すれば、ごく自然な考え方と思うのである。

尚、この^{さし}総検地の^{さし}検地条目たるものは知られていないようである。一般に^{さし}検地条目は、^{さし}検地実施毎に作成されるものではなく、一国とか一領とかの広範囲な地域に^{さし}検地を実施する場合、或は従前の^{さし}検地規準を変更する際に作成されるとのことで、^{さし}検地役人(在地の庄

屋層を含む)の心得、検地規準・方法などをまとめた言わば施行規則に当るものであり、
 検地条目と言う表現は、検地条々・検地置目・検地掟、単に寛などと呼ばれる総称である。³⁰⁾

しかしながら、総検地と呼ばれ、検地帳は多数現存するにも拘らず、未だ郷土史等で見
 つけることができないでいる。故に著者は、慶長6年(1601)10月付けの正則の側近、筆
 頭家老福島丹波守重治が、備後神辺城の城代であった頃に同深津郡引野村(福山市引野町)
 へ布令した11か条からなる「御法度被仰出候条々之事」³¹⁾に、検地条目にも似た条文が
 幾つか見当たるのでこれをシリーズで紹介した。

加えて今回は、代官から村方に宛てた同年(1601)10月18日付けの「佐西郡 玖島村(廿
 日市市玖島)物成定之事」の中にある、検地条目とも看做し得る3か条からなる条目を紹
 介する。³²⁾

- 佐西郡久嶋村物成定事(佐伯町玖島支所『小田文書』)
- 高千式百石四斗八升五合
四ツ七分
- 物成五百六拾四石式斗式升八合³³⁾
- 右之通相定候、無未進納所可仕候事
- ① 今度御検地之帳小百性中何茂不残具見せ申合点させ可申候事³⁴⁾
- ② 右之物成者畠方者六ツ成、居屋敷八定成³⁵⁾、田方者当毛³⁶⁾上中下九
 段見分、米もりを³⁷⁾仕、無甲乙様ニならし³⁸⁾を可仕候事
- ③ 庄屋・年寄・小百性³⁹⁾ヨリ三人、此者堅請紙⁴⁰⁾を仕候而少茂依怙
 ひろき仕間敷候事
- 慶長六年十月十八日
- 山中織部(花押)
村井次郎兵衛(花押)
- 庄屋
平左衛門
惣百姓中

24) 領高は、安芸国25万9,385石、備後国23万8,838石、都合49万8,223石である。これは元和3(1617)年9月5
 日付けの領地判物(下達文書)にある領地高であり、二代將軍秀忠が正則に対して宛行なうとしたもので、正則の
 「慶長六年検地」後の公称石高(表高)であったと考えられる。その後、元和5(1619)年6月正則の改易(城普

請の不都合)の際、その遺領を同年7月に浅野長晟ながあきらと同8月に水野勝成かつなりが受封するのであるが、その時幕府から引渡された「郷村帖」(「右之高辻此以前福嶋左衛門大輔殿内大崎玄蕃・間嶋美作極之判有之帳面を写、小物成共ニ相渡申候、仍如件」浅野家文書「芸備初知郷村帳」、「自得公濟美祿」卷十二下、「備陽六郡志」)によると、安芸・備後兩國と備中の一部を含む領高は、51万5,827石余(正則受封時の正確な領地高は知られていないが、慶長初年の毛利檢地における領地高は40万石余とされるので、10万石を超える打出うちだしがあったともみられている)となっており、これは先の檢地以後の新開(開発新田)高なども含まれるとも考えられるが、基本的には「慶長六年檢地」による実高(内高)を表わしたものと考えられている。『広島県史』近世1通史Ⅲ(昭和56年、広島県)63頁・80頁・323頁・1238頁・1243頁・1254頁、『広島県史』総説(昭和59年、広島県)164頁～165頁、『広島県史』近世資料編Ⅱ(昭和51年、広島県)17頁・81頁・114頁、『広島県史』近世資料編Ⅲ(昭和48年、広島県)6頁(注釈)、広島市史編集委員会『概観広島市史』(昭和30年、広島市役所)32頁、千代田町役場編『千代田町史』通史編(上)第7卷(平成14年、同役場)529頁、花田雅春編『徹底図解 徳川三代』覇業をなし遂げた三人の将軍(1999、成美堂出版)75頁

又、寛永9(1632)年8月23日付けの毛利家文書ますだもとしおほえかき(益田元祥覺書)によると(尚、各条前の符号(①～③)及び傍点は著者が付した。又、漢字及び仮名(異体字)を一部変更、或は改めた箇所がある。)、

覺

- ① 一 廣嶋ニ御座候時、兼重(元續)、藏田(房貞)ニ被仰付候御檢地、御分國之内八ヶ國之内之不同無之事、
- ② 一 安藝備後四拾萬石によて候つる事、
付、福嶋殿再檢四拾九萬八千石余之事、
- ③ 一周防長門貳拾九萬八千石余よて候つる事、
付、安藝備後並之再檢なみよて候へはも、三拾六万石余之事、
付、只今七拾万石及之事、
付、福嶋殿並ニ仕候へぶんすぎも、三拾五六万石分過御座候事、

(中略)

以上

(寛永九年)
八月 廿三日

(益田元祥)
益 玄 番 (花押)

とあり、上述した輝元の②「惣国檢地」(毛利檢地)及び正則の③「慶長檢地」(慶長六年檢地)後の石高を裏付けるものである。東京大学史料編纂所『大日本古文書』家わけ第八 毛利家文書之四(一五五七 益田元祥覺書)465頁～478頁(<http://www.hi.u-tokyo.ac.jp/index-j.html#東京大学史料編纂所>)東京大学史料編纂所データベース、三坂圭治『山口県の歴史』県史35(昭和46年、山川出版社)168頁～169頁、小川国治編『山口県の歴史』県史35(1998年、山川出版社)128頁～129頁

- 25) 宮川満『太閤檢地論』第Ⅱ部(1957年、お茶の水書房)20頁～23頁、神崎彰利『檢地 縄と竿の支配』(1983年、教育社)15頁～16頁

『徳川幕府県治要略』では、「檢地は古來既に各おのおの 制定しありて、後代には切添、切開、及 新開地、の一部分之を行ふに過ぎず、一町村全部を檢地せるは、殆ど無きが如し、偶々全部を檢地するは、境界爭論等により、裁判上執行するものに係る。」としており、広島県についても、シリーズで紹介した水野家断絶に伴う幕命による「元祿檢地」(元祿12(1699)年)を除いては、福島正則の「慶長檢地」が最後の惣国檢地(総国檢地・國中檢地・一円

検地・領内検地・一国検地・一斉検地とも)となった。神崎彰利『検地 縄と竿の支配』(1983年、教育社)5頁・27頁～28頁、『広島県史』総説(昭和59年、広島県)164・201頁、瀧本誠一編『日本経済叢書』巻九(大正4年、日本経済叢書刊行会)解題2頁・112頁・114頁・226頁(武陽隠士泰路『地方落穂集』(正編は宝暦13(1763)年刊))、大石慎三郎校訂『地方凡例録』上巻(昭和50年、近藤出版社)86頁・192頁、朝尾直弘=宇野俊一=田中琢編『日本史辞典』(1997年、角川書店)

- 26) 『広島県史』近世1 通史Ⅲ(昭和56年、広島県)78頁～80頁・281頁～283頁、広島県総務部県史編さん室『広島県の歴史』(1969年、広島県)135頁～136頁、広島市(広島市公文書館)『図説広島市史』(平成元年、広島市)200頁～201頁、千代田町役場編『千代田町史』通史編(上)第7巻(平成14年、同役場)522頁、児玉幸多=北島正元編『物語藩史』第六巻(昭和40年、人物往来社)144頁

尚、「指出検地」とは、検地法の一つで、支配下の領主が家臣や村に命じ、自発的に実施作成したもので、実際に検地(丈量)せずに自主申告(書類提出のみ)させたものもあり一様ではなかった。又、「差出」とも書き、「書出」とも言う。北島正元編『土地制度史Ⅱ』体系日本史叢書7(1992年、山川出版社)46頁、神崎彰利『検地 縄と竿の支配』(1983年、教育社)25頁、後藤陽一『広島県の歴史』県史シリーズ34(昭和47年、山川出版社)91頁

- 27) 『広島県史』近世1 通史Ⅲ(昭和56年、広島県)81頁、後藤陽一『広島県の歴史』県史シリーズ34(昭和47年、山川出版社)91頁

尚、「宛行状」は充行状とも書き、充文とも言う。

- 28) 但し、後の浅野広島藩の享保18(1733)年5月成立の『芸州政基』⁵⁶⁾(郡方御政務 検地之事)によれば、「私曰、諸郡トモ福嶋左衛門大夫殿時 慶長六年惣検地有之、(中略)但 慶長之両国安芸・備後 検地も一ヶ年ニ調、(中略)」とあり、この総検地に1ヶ年を要していたことになる。『広島県史』総説(昭和59年、広島県)202頁、『広島県史』近世資料編Ⅱ(昭和51年、広島県)解説59頁・772頁

又、正徳4(1714)年午(戊)3月付けの「佐伯郡宮内村絵図書入帳 ほかへ」、同年の「佐伯郡宮内村指出帳」及び明和8(1771)年卯(乙)4月付けの「佐伯郡宮内村指出帳」(何れも廿日市町役場蔵)には、「慶長六年九月 駿地御奉行 湯浅助左衛門様 伴彦兵衛様 石黒勘兵衛様 田頭源右衛門様 福島大夫様御験地高 一 高千六百六拾六石 壺斗式升七合 宮内村(中略)」とあるので、(廿日市町編『廿日市町史』資料編Ⅱ(昭和50年、廿日市町)』527頁・529頁・554頁)

これが正しければ、宮内村(廿日市市)は慶長6年9月には、既に検地を終えていたことになる。但し、先の明和8(1771)年の「佐伯郡宮内村指出帳」には、この総検地の検地帳=御本帳は、明暦(1655～1658)年中に焼失したとも注記されており(右者先年御験地御本帳前を以 度々指出帳差上ケ申候、控 如此ニ御座候、然ル 処 右御本帳 先年焼失 仕 候而、其後明暦年中ニ合穂概ニ被仰付左之通ニ御座候)、この焼失によって地概(村高を変えない地詰)=合穂概が実施された。即ち再検地である。従って、「検地帳」が亡失した場合も検地が実施されるのである。

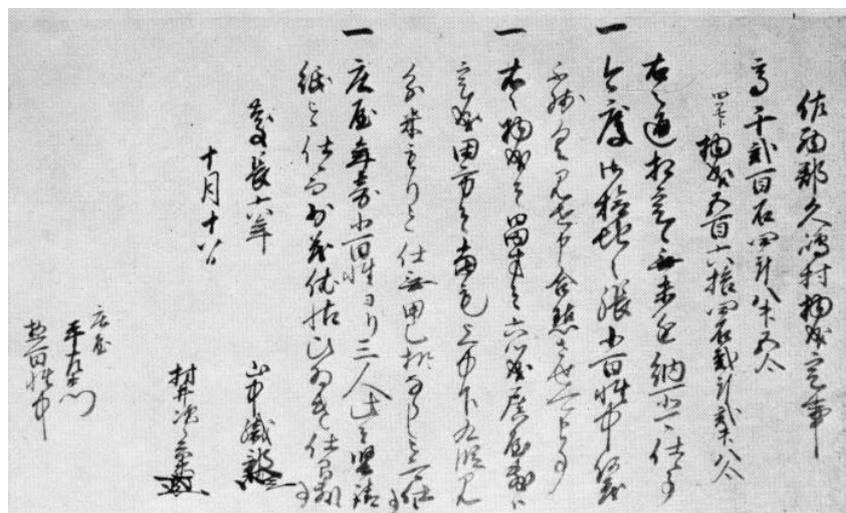
尚、この指出帳は、宮内村庄屋(与右衛門・勘次)・与頭(善三次・甚七・吉右衛門・新右衛門・甚吉)から給知役人中川彦右衛門・徳永源助宛に出されたもので、宮内村は浅野家の家老上田(初代重安は茶道宗箇流の祖)知行地(給知)であった。廿日市町編『廿日市町史』資料編Ⅱ(昭和50年、廿日市町)』547頁・554頁～555頁・566頁～567頁・580頁～582頁・611頁・780頁、『広島県史』近世1 通史Ⅲ(昭和56年、広島県)169頁・286頁

- 29) 安芸国高田郡北村(安芸高田市美土里町)における「慶長六年検地」は、検地奉行に坂井信濃と山内弥市郎が当っ

たが、「改め方^{あらま}荒増しにて其の上増し高多く御座候」と言う粗略な検地で、「百姓半分も鋤鋤荷ない候て立ち去り候」と、村民の半分が^{かけおち}欠落百姓（走り百姓・潰^{つぶれ}百姓・退転百姓・逃百姓^{ちくてん}・逐電百姓とも）となっている。又、「改め方荒増し」とは、「竿入れ荒増しにて^{そご}齟齬多く御座候」と言うほかに、「山ベリの平地、川筋は水通りのほか」の田畑でもない土地を請地（高請地）とし、「近所百姓持高に詰め込」としている。坂井信濃らは、「早々開発仕るべし」と命令しながらも、開発するまでは、「年々荒れ申す名目」で「高引」を許可しているが、この北村だけではなく、多くの村々でも、新田畑開発を前提として粗略で強圧的な検地を行い、原野や荒地なども請地として検地帳に登録したことは想像に難くない。岸田裕之編『広島県の歴史』県史 34（1999年、山川出版社）172頁～173頁、大石慎三郎『日本歴史シリーズ』第15巻 文化・文政 江戸時代の農村（昭和44年、小学館）153頁、児玉幸多『江戸時代の農民生活』（昭和23年、大八洲史書）51頁・103頁

- 30) 神崎彰利『検地 縄と竿の支配』（1983年、教育社）54頁～55頁・158頁、朝尾直弘＝宇野俊一＝田中琢編『日本史辞典』（1997年、角川書店）
- 31) 本史料は、「慶長六年検地」直後に布令されたと推定されている。『広島県史』近世資料編Ⅲ（昭和48年、広島県）3頁～4頁（福島丹波地方支配につき引野村へ申渡す条目）、『広島県史』近世1 通史Ⅲ（昭和56年、広島県）325頁～326頁、福尾猛市郎監『広島』歴史と文化（昭和55年、講談社）93頁～94頁
- 32) 『広島県史』近世資料編Ⅱ（昭和51年、広島県）436頁、『広島県史』近世1 通史Ⅲ（昭和56年、広島県）85頁・323頁～324頁、福尾猛市郎監『広島』歴史と文化（昭和55年、講談社）93頁

尚、条目後段の代官「村井次郎兵衛」は、本玖島村に対し、検地奉行として同年10月付けで「玖島村御検地帳」を交付している。



慶長6年佐西郡玖島村物成定之事（佐伯町蔵「小田文書」）

『広島県史』近世資料編Ⅱ（昭和51年、広島県）口絵

- 33) 物成（本途物成・定物成・取箇・成箇・物成・本年貢とも）＝高（村高）×免（免合・免相・免率とも）＝1,200.485石×0.47（四ツ七分＝47%）＝564.22795÷564石2斗2升8合となる。安藤博編『復刻 徳川幕府県治要略』（昭和46年、柏書房）138頁、大石慎三郎校訂『地方凡例録』上巻（昭和50年、近藤出版社）229頁・269頁、『広島県史』近世1 通史Ⅲ（昭和56年、広島県）323頁

尚、先の村高 1,200 石 4 斗 8 升 5 合は、下記の村差出しの通り（括弧内は著者）、新たに慶長 6（1601）年 8 月に「福島検地」によって把握されたものなので、玖島村は既に同年 8 月には、この検地を終えていた。

一 田数百九町老畝拾二歩	玖嶋村	(田 327,042 歩)
^{ぶんまい} 分米千九拾五石八升四合		(同分米 1,095.084 石)
一 畠数拾七町八段廿三歩		(畠 53,423 歩)
分米六拾壹石七斗三升六合		(同分米 61.736 石)
一 ^{いやしき} 居屋敷貳町九段老畝三歩		(屋敷 8,733 歩)
分米四拾三石六斗六升五合		(同分米 43.665 石)
一 ^{たはた} 田畠屋敷合百貳拾九町七段三畝八歩		(田畠屋敷合 389,198 歩)
^(マツ) 分米合千貳百石 斗八升五合		(同分米合 1,200.485 石)
内拾貳石三斗三升 年々荒		(内 12.330 石 年々荒)
慶長六年八月吉日	檜原平左衛門（花押）	

『広島県史』近世資料編Ⅱ（昭和 51 年、広島県）解説 52 頁・436 頁（玖島村田畑屋敷畝数・分米之事 佐伯町久島支所「小田文書」）、『広島県史』近世 1 通史Ⅲ（昭和 56 年、広島県）323 頁

- 34) この検地帳に関する村方への閲覧・複写（0 謄本）、又、名請人への承諾強要規定は、16) の「関白豊臣秀吉検地条令」の第 11 条では、「検地帳ハ百姓ニモ之ヲ写サシメ、検地奉行証印シテ下付スヘシ。」とあり、「就伊勢国御検地相定条々」第 10 条にも、「検地（帳）面百姓にもうつさせ請状⁴⁰⁾ 申付、以来斗代違・棹違等無^之の様^に可^く申付^候、則 検地為^{して}奉行[、]其在^々の長（帳）面に判^を仕^可渡^事、」とある。
- 35) 「畠方^(はたかた) 者六ツ成」とは、『地方凡例録』（田畑六分違之事 附一五の法発の事）で言う石盛^(こめもり)・取米^(とりまい)（年貢）に関する「田畑六分違」の古法ではなかろうか。これは上^{じょう}畑の石盛は、中^{ちゅう}田の石盛の 6 分（60%）の原則に従うと言うもので、例えば、中田の石盛が「10」（斗代³⁷⁾ は 1 石）とすると、これに 6 分（ツ）を乗じ（10×0.6）、上畑^{もり}の盛は「6」（6 斗=0.6 石）となる。又、中畑以下は「二つ下り」の法（二つ劣り・二斗下りとも）により、中畑 4（4 斗=0.4 石）・下畑 2（2 斗=0.2 石）となるのが古法であったが、後に中田の石盛を直ちに上畑に用いるようになったと説明している。

尚、この玖島村の中田の石盛が明らかでないので、上畑の石盛「田畑六分違」の比較はできないが、慶長 6 年 10 月吉日付けで検地奉行坂井信濃が交付した「安芸国佐西郡ふし谷上村御検地帳」（広島市佐伯区湯来町大字伏谷、湯来町廿日市高校砂谷分校蔵）を逆算（分米/反別×10）してみると、中田の石盛が 12（1 石 2 斗=1.2 石）で、上畑の石盛が 7（7 斗=0.7 石）、その割合は 5 分 8 厘 3 毛（7/12≒0.583%）であり、概ね「田畑六分違」の古法に則している。参考^{じょうでん}に上田の石盛は 15、上ノ中が 14、上ノ下が 13、中が 12、中ノ中が 11、中ノ下が 10、下が 9、下ノ下が 7 の盛、都合 8 段（等級）の位付で、上畑の石盛が 7、上ノ中が 6、上ノ下が 5、中が 4.5、中ノ下が 3.5、下が 3、下ノ下が 2 及び 1（切畑）の盛で、同じく 8 段（等級）の位付であり（但し、一部相違するものや記載の誤りと思われるものを除く）、屋敷の石盛は全て上田の石盛と同じ 15（1 石 5 斗=1.5 石）であった。（屋敷合^{あわせて} 壹町六畝七歩半 家数七十六軒 分米拾五石九斗三升七合五勺、即ち 1.5 石×10.625（1×10+6/10+7.5/300）反=15 石 9 斗 3 升 7 合 5 勺）

又、「居屋敷八定成」とは、『地方凡例録』によると、「屋敷の石盛は^{タブンじょう}多分上畑並なれども、畑に構ハざる屋敷ハ、十の盛に極たる^{もり}処^{きめ}もあり、又ハ中田の位^{とこ}に付け、上畑より壹箇も^{ちゅう}貳箇も^{くらい}高く附たる^{ヒトツ}処^{フタツ}もあり、箇様の村ハ今更^{つけ}（かよう）

上畑並に引下べき筋にもなれば、古検の盛に習ひて之を定むべし、然し新屋敷などにて当時検地あらば、上畑並たるべし、且つ大屋敷にて屋敷内に畑地等多くあらば、家下・庭構・門内(うち)等の分ハ上畑並にし、畑の分ハ土地相応外の畑並の石盛を付べし、漆・茶・桑・楮等を植付てある畑、并に旱損水損等、又ハ麦田両毛作(もうさく)・片毛作等を勘弁いたし、地位より高くとも低くとも石盛を付ることハ前に云ごとく古来の法ありといへども、』と説明しているの、「定成」とは、おそらく「上畑並」の石盛を統一する意ではないかと思われる。

この条目に先駆け慶長6年8月吉日に榑原平左衛門から出された3か条からなる「玖島村田畑屋敷畝数・分米之事」(佐伯町玖島支所『小田文書』)の第3条にも「居屋敷式町九段老畝三步 分米四拾三石六斗六升五合(中略)」とあり、斗代1石5斗(=米盛15)で統一されている。(1.5石×29.11(2×10+9+1/10+3/300)反=43石6斗6升5合)又、16)の「関白豊臣秀吉検地条令」及び「就伊勢国御検地相定条々」の第3条及び同4条では、屋敷の斗代を上畑と同じ1石2斗としている。

但し、広島県史では、この「定成」を「すくみ取り」とも言い、屋敷に対する賦課税方法とし、免率³³⁾10割(屋敷高全額)の意として説明していることを申し添える。森松萬英『境界確定事件に関する研究』【復刻版】(平成14年、財団法人法曹会)22頁～23頁、大石慎三郎校訂『地方凡例録』上巻(昭和50年、近藤出版社)57頁～58頁・91頁～92頁、児玉幸多『近世農生活史』(昭和46年、吉川弘文館)18頁、『広島県史』近世1通史Ⅲ(昭和56年、広島県)324頁、『広島県史』近世資料編Ⅱ(昭和51年、広島県)78頁・436頁、廿日市町編『廿日市町史』資料編Ⅱ(昭和50年、廿日市町)749頁～768頁(附録)

- 36) 「当毛」とは、作毛(さくぼう)・立毛(りつぼう)・有毛、即ち稲の実り、今秋の作柄である。つまり田方(たがた)は、当年の検見⁴⁰⁾によって石盛(斗代)³⁷⁾を決定すると言う意である。『広島県史』近世1通史Ⅲ(昭和56年、広島県)324頁

又、後の浅野治世(五代藩主浅野吉長)享保17(1732)年10月13日付けの“覚“において、¹⁾今年者格別之年柄ニ候故、土免を不相用、当毛上相応ニ免を極、納所可申付事」とあり、「当毛」自体を検見と同義に取扱っている。尚、文中の「納所」とは、『芸州政基』⁵⁵⁾に「貢(こう)を納を村方ニ而納所とも言也、」とあるので、年貢の納入や上納、又、皆済や収納などと同義で使われる語であろう。『広島県史』近世資料編Ⅲ(昭和48年、広島県)577頁(五一九 凶作につき土免を用いず検見を申渡す書付)、『広島県史』近世1通史Ⅲ(昭和56年、広島県)1244頁～1245頁、『広島県史』近世資料編Ⅱ(昭和51年、広島県)778頁(収納之事)

- 37) 石盛、即ち斗代(反当り收穫見積高)の意であるが、細かく言えば、斗(1石の1/10)を単位として数字に表したものである。例えば一筆の上田の反別が3反2畝13歩(973歩)で、その斗代が1石3斗だとすると、石盛(=米盛)は「13」となり、その一筆の「高」(分米)は、石盛に反別を乗じたものだから、13×3.243333(3+2/10+13/300)反=42.163329斗となり、10斗が1石なので、4石2斗1升6合3勺(せき) (夕)3才を得る。

又、一村の高の総計(辻・高辻とも)をその村の「村高」又は「草高」などとも称し、この村高に税率=免を乗じたものが、正租としての物成³³⁾である。森松萬英『境界確定事件に関する研究』【復刻版】(平成14年、財団法人法曹会)22頁～23頁、安藤博編『復刻 徳川幕府県治要略』(昭和46年、柏書房)186頁～187頁、大石慎三郎校訂『地方凡例録』上巻(昭和50年、近藤出版社)29頁～30頁・68頁・87頁・93頁

- 38) 「ならし」とは、17)前段と同様、平たく均しく、公平・均分に位付と米盛をせよとの意であろうが、「検地」或は「検見」そのものの語としても差支えないように思える。

- 39) この「年寄・小百姓」とは、案内役も兼ね、庄屋と共に仮の位付を検地役人へ上申する組頭・長(おとな)百姓層を

指すものであろう。後の浅野広島藩では、これを「地見役」と言い、『芸州政基』⁵⁶⁾には、「地面之上中下段分ヶハ、郡方にて其方巧者之庄屋百姓之内を撰(えらみ)テ地見役申付、其引受御歩行組出ル、地見役人は式組・三組も有之候得者、日日互ニ組を入替りて勤事アリ、」とし、地見札改に歩行1人、地見役に郡方之者(割庄屋・庄屋層)3人或は5人一組でその役を務めた。『広島県史』近世資料編Ⅱ(昭和51年、広島県)766頁・771頁～772頁(検地一組之凡極役付)、福島正夫『地租改正の研究』(オンデマンド版)(2003年、有斐閣)266頁～267頁

- 40) 検地や検見(けんみ)(毛見・見取・検見取・秋免とも)の際、事前に村方から提出させる誓詞(誓紙とも)、即ち起證文(起請文・請書(うけがき)・請状とも)である。『徳川幕府県治要略』には「諸官吏の拜命、又は一の要務を特命せられたるとき、其職責又は命令を受たる條件を、遵奉確守するの誓書を奉るを云ふ。」とある。安藤博編『復刻 徳川幕府県治要略』(昭和46年、柏書房)448頁、大石慎三郎校訂『地方凡例録』上巻(昭和50年、近藤出版社)164頁、朝尾直弘＝宇野俊一＝田中琢編『日本史辞典』(1997年、角川書店)、『広島県史』近世1 通史Ⅲ(昭和56年、広島県)330頁

福島左衛門大夫豊臣正則



国立国会図書館蔵 栗原信充画『肖像集五』(貴重書画像データベース)(http://rarebook.ndl.go.jp/pre/servlet/pre_com_url.jsp;jsessionid=CFBCE6E2B0D9A837FDE59DB19D8A976B)

広島城主 福島正則公の墓



広島市東区にある「不動院」の境内には、戦国の世、毛利輝元の使僧ながら秀吉の直臣大名をも務めた「安国寺恵瓊」の墓碑ほか、秀吉の遺髪、そして、芸備両国の宰相であった正則の供養塔が、人目を避けるように…ひっそりと…山際に建っている。

撮影：金子和也(H21.12.14)

元和5年(1619)6月に「城普請の不都合(石垣・城郭普請修復の罪)により正則・忠勝父子は改易に処され、信濃国高井郡高井野村(長野県上高井郡小布施町)に蟄居したが、翌6年(1620)9月に忠勝(22歳)が、4年後の寛永元年(1624)7月には、正則(64歳)も歿した。

『福島一代記』には「…正則曰く、是れ何の功ありて然るか、臣今之を受くといえども、以って他の諸侯に対するの顔色なし、請ふ之を奉還せんと、將軍秀忠怒る。遂に津軽に謫し、最上源五郎義俊(出羽国山形藩主)に附し、従臣八人を随ふを許さる。乃ち信濃国高井郡高井野村に従居し、剃髪して馬齋と号す。」とある。

満田隆『広島同和史』その1（昭和49年、たくみ出版）67頁～68頁、『広島県史』近世1 通史Ⅲ（昭和56年、広島県）68頁～69頁・1238頁～1239頁、広島県総務部県史編さん室『広島県の歴史』（1969年、広島県）141頁、児玉幸多＝北島正元編『物語藩史』第六巻（昭和40年、人物往来社）152頁～156頁、定宗一宏編『郷土史辞典 広島県』（1981、昌平社出版）108頁、岸田裕之編『広島県の歴史』県史34（1999年、山川出版社）164頁～165頁

[BACK](#)

[NEXT](#)